

表4. 推計結果(II)

		入職時の労働指標を操作変数とした推定			入職時前年の労働指標を操作変数とした推定			90年代以降に卒業したサンプルによる操作変数推定		
		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
入職時就業形態 (レフアレンス: 入職時その他無業)	初職が正規雇用	1.4478 *** 0.3851	1.1543 *** 0.4277	1.2416 *** 0.3064	0.9320 *** 0.3179	0.0905 ** 0.0396	-1.6693 1.8849			
	初職が非正規雇用									
	初職が自営業									
潜在経験年数		0.0635 ** 0.0248	0.0554 *** 0.0215	0.0652 *** 0.0231	0.0570 *** 0.0197	0.0533 * 0.0284	0.0774 0.0594			
潜在経験年数の二乗		-0.0031 * -0.0024 *	-0.0031 ** -0.0031 **	-0.0024 * -0.0024 *	-0.0024 * -0.0013	-0.0026 -0.0023	-0.0020 -0.0023			
学歴	高校卒	0.0017	0.0014	0.0015	0.0013	0.0023	0.0044			
	短大・高専卒	-0.1507	-0.1537	-0.0504	-0.0663	-0.1086	0.4146			
	0.0531	0.0573	0.1516	0.1455	0.1455	0.0352	0.6981			
	0.2059	0.1878	0.1699	0.1462	0.1353	0.7539				
	0.2440	0.2015	0.3524 *	0.2901 **	0.1890	0.8649				
	0.2234	0.1894	0.1836	0.1477	0.1395	0.7698				
現在の就業形態 (レフアレンス: 現在その他無業)	正規雇用	0.8342 *** 0.0993	0.8763 *** 0.0800	0.8763 *** 0.0788	1.2115 *** 0.6065	1.7610 *** 0.5522 ***				
	非正規雇用	0.5360 *** 0.0701	0.5182 *** 0.0617	0.5182 *** 0.0617	0.6445 *** 0.0813	0.6445 *** 0.1823				
	自営業	0.6436 *** 0.0982	0.6322 *** 0.0894	0.6322 *** 0.1641	0.8656 *** 0.4821	0.8656 *** 0.4376 ***				
定数項		3.9944 *** 0.1836	3.5373 *** 0.1761	4.0654 *** 0.1587	3.6048 *** 0.1458	4.2403 *** 0.1903	4.2403 *** 0.3878			
	Year Dummy	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes			
	Nobs	2616	2616	2616	2616	787	787			
	モデル	2SLS	2SLS	2SLS	2SLS	OLS	OLS			

\*\*\*&lt;1%, \*\*&lt;5%, \*&lt;10%. 下段は標準誤差.

補表1. 入職時正規就業確率の推定

		係数	標準誤差
学歴	高校卒	1.3069	0.2116 ***
	短大・高専卒	1.3613	0.2238 ***
	大学以上卒	1.4436	0.2279 ***
入職時失業率	(年齢階層別, 女性)	-0.0815	0.0352 **
入職時有効求人倍率	(年齢計, パート除く)	0.6025	0.2410 **
定数項		-0.4235	0.4039
Nobs		1077	
モデル		Probit	

\*\*\*<1%, \*\*<5%, \*<10%. 下段は標準誤差.

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

分担研究報告書

「税制による給付の所得制限に関する一考察

－カナダ 1989 年所得税制改正に焦点を当てて－」

研究分担者 尾澤 恵 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部主任研究官

#### 研究要旨

カナダの年金制度は、3 階建ての構造で、わが国と同様に、1 階と 2 階の部分が公的年金、3 階部分が企業年金等である。しかし、カナダの基礎年金部分の老齢保障（Old Age Security:OAS）の財政方式は、創設時から税方式である。この OAS には、1989 課税年度の税申告から、所得が一定額以上の高所得者が OAS 等の一部または全部に相当する額を税申告時に払い戻さなければならぬ、払戻し税制度（通称クローバック(clawback)制度）が導入された。これは、税制を通じて行われる、高所得者を対象にした事実上の給付制限と言える。わが国の基礎年金の財政方式が税方式に転換した場合には、給付に所得制限がつけられることが考えられる。本研究では、このカナダの 1989 年所得税制改正に焦点を当て、OAS にかかるクローバック制度がどのようなものだったのかを把握し、税方式年金に所得による事実上の給付制限が行われるようになったことをめぐってカナダでどのような法的議論が行われたかを裁判例を素材に検討し、考察した。

カナダの OAS へのクローバック制度適用をめぐる主な裁判例で訴えの根拠とされたのは、権利および自由に関するカナダ憲章第 15 条第 1 項、同第 7 条、カナダ権利章典第 1(a)条の 3 つであり、違憲・違法ではないという結論に至っている。検討したカナダの裁判例には、OAS が拠出制の年金だったなら、カナダ憲法の平等条項の問題になり得ることを伺わせる裁判例はあったが、その裁判例から、OAS が拠出性の年金だったら所得による事実上の給付制限を行なうことは困難だとまでは言えないだろう。わが国の基礎年金が税方式になり給付制限が付されたとしたら、法的にどのようなことが問題になるかは、給付制限の方法や対象者の範囲の設定によって一律に論じることはできないが、日本国憲法第 14 条の法の下の平等のほか、生存権と國の国民生活向上義務について規定した同第 25 条、財産権について規定した同第 29 条が問題になると思われる。

## A. 研究目的

本研究は、税方式で行われているカナダの基礎年金部分の老齢保障（Old Age Security: OAS）に、所得が一定額以上の高所得者がOAS等の一部または全部に相当する額を税申告時に払い戻さなければならない払戻し税制度（通称クローバック(clawback)制度）が導入された、1989年所得税制改正に焦点を当て、OASにかかるクローバック制度がどのようなものだったのかを把握し、税方式年金に所得による事実上の給付制限が行われるようになったことをめぐってカナダでどのような法的議論が行われたかを裁判例を素材に検討・考察し、わが国の基礎年金が税方式になり給付制限が付されたとしたら法的にどのようなことが問題になるかについて考察する。

## B. 研究方法

カナダの1989年所得税制改正について、OASにかかるクローバック制度がどのようなものだったのかを文献等により把握し、税方式年金に所得による事実上の給付制限が行われるようになったことをめぐってカナダでどのような法的議論が行われたかを裁判例を素材に検討し、考察した。

### （倫理面への配慮）

特に配慮を必要とすることはなかった。

## C. 研究結果

### (1) OASとクローバック制度の概要

OASに関するクローバック制度は、所得税法等を改正する法律(S.C.1990, c.39)により、所得税法第I.2章「家族手当およびOAS給付に関する税」として規定された。家族手当が、所得税を改正する等のための法律(S.C.1992, c.48)により廃止されたため、現在は、所得税法第I.2章は「OAS給付に関する税」と名前を変え、規定のしかたもより詳細になっている。

OAS法に基づく年金等の給付は、所得税法第56(1)(a)条により、所得税を計算する際の「総所得」に含まれる。「総所得」から、企業年金等や保育費などに関する規定の控除を引いたものが「調整前の純所得(net income before adjustments)」である。所得税法第180.2条に基づいて課せられるOASに関するクローバック制度の適用の有無は、この「調整前の純所得」が基準額を超えるか否かによって判断される。所得税法第180.2条は、「調整前の純所得」が5万ドルを超えるか否かをクローバック制度適用の基準にしているが、この5万ドルという金額は、所得税法第117.1条により物価スライドされる。OAS受給者の「調整前の純所得」が基準額を上回ると、クローバック制度が適用され、超過額の15%の割合で払い戻さなければならなくなる。2007課税年度の基準額は63,511ドル(約667万円)、2008課税年度の基準額は64,718ドル(約680万円)である。2008課税年度では、「調整前の純所得」が105,226ドル(約1,100万円)

以上の場合には、OAS 年金の全額に相当する額が払戻しの対象になる。クローバック制度が適用されるのは、カナダの全年金受給者の約 5%、OAS 年金の全額に相当する額を払い戻さなければならない者は、カナダの全年金受給者の約 2%だとされている。

(2) OAS 等へのクローバック制度適用をめぐる裁判例

OAS 等へのクローバック制度の適用を不服として訴えた裁判例の主なものとして、① 1993 年のランセイ事件判決（原告が、権利および自由に関するカナダ憲章第 15 条第 1 項に基づき、OAS 法の規定に基づいて受け取った額に課税する所得税法第 180.2(1)条の規定の合憲性を争ったが認められなかった、連邦控訴裁判所の判決）、② 1994 年のスペンス事件判決（6 人の子どもの父親でフルタイムの就労者である原告が、所得税法第 1.2 章は、専業主婦である原告の妻が受け取った家族手当の 70% 超の払戻しを求めており、財産の故意的な没収と言えるものであり、権利および自由に関するカナダ憲章第 15 条第 1 項違反であるなどと主張したが認められなかった、カナダ租税裁判所の判決）、③ 2005 年のアリブハイ事件判決（障害給付の遡及給付を 2003 課税年度にまとめて所得認定され、OAS 給付を払い戻さなければならなくなった原告が、裁定が、権利および自由に関するカナダ憲章第 15 条第 1 項および第 7 条に基づく、平等の権利、生命・自由および身体の安全の権利と、

カナダ権利章典第 1(a)条に基づく財産を享受する権利を侵害したとして訴えを提起したが認められなかった、カナダ租税裁判所の判決）、④ 2006 年のキーリング事件判決（兄弟が、死後、OAS のクローバック制度の適用を受けた遺族が、クローバック制度はカナダ権利章典第 1(a)条に反するとして訴えを提起したが認められなかった、カナダ租税裁判所の判決）の 4 つ裁判例を検討した。

#### D. 考察

OAS 等へのクローバック制度の適用を不服として訴えた裁判例で訴えの根拠とされたのは、権利および自由に関するカナダ憲章第 15 条第 1 項、同第 7 条、カナダ権利章典第 1(a)条の 3 つである。

① 権利および自由に関するカナダ憲章第 7 条の解釈

権利および自由に関するカナダ憲章第 7 条は、「純粹比経済的な利益を保護しない」（アリブハイ事件判決）。学説も同旨。

② カナダ権利章典第 1(a)条の解釈

カナダ権利章典第 1(a)条は、「明白な立法の議決による所有権取り上げに対して保護を行わない」（キーリング事件判決）。学説も同旨。

③ 権利および自由に関するカナダ憲章第 15 条第 1 項の解釈

所得税法「第 180.2 条は、納税者の純所得の基準にのみ基づいて、納税者の差別を行っ

て」おり、「その基準に基づく納税者の差別は、明らかに、憲章第 15 条の問題ではない」（アリブハイ事件判決）。学説も同旨。

#### E. 結論

税制を通じて行われる、高所得者を対象にした事実上の給付制限と言えるカナダの OAS へのクローバック制度適用をめぐる主な裁判例で訴えの根拠とされたのは、権利および自由に関するカナダ憲章第 15 条第 1 項、同第 7 条、カナダ権利章典第 1(a)条の 3 つであり、違憲・違法ではないという結論に至っている。

検討したカナダの裁判例には、OAS が拠出制の年金だったなら、カナダ憲法の平等条項の問題になり得ることを伺わせる裁判例はあったが（「OAS 法は、拠出制の年金制度（a contributory pension plan）ではなく、そして、所得税法第 180.2 条第 1 項に基づいて税負担が生じる標準は、年齢ではなく、所得水準であるので、当該規定は、権利および自由に関するカナダ憲章第 15 条第 1 項の問題にはならない。」と判示したランセイ事件判決）、その裁判例から、OAS が拠出性の年金だったら所得による事実上の給付制源を行うことは困難だったとまでは言えないだろう。

わが国の基礎年金が税方式になり給付制限が付されたとしたら、法的にどのようなことが問題になるかは、給付制限の方法や対象者の範囲の設定によって一律に論じることはで

きないが、日本国憲法第 14 条の法の下の平等のほか、生存権と国の国民生活向上義務について規定した同第 25 条、財産権について規定した同第 29 条が問題になると思われる。

日本国憲法第 25 条との関係については、給付制限を受ける対象者の範囲や、給付制限の程度が「著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえない」〔堀木訴訟最高裁判決・最大判昭和 57 年 7 月 7 日民集 36 卷 7 号 1235 頁〕ように設定された場合などを除き、高所得者に対する給付制限が同条を根拠に違憲とされる可能性は低いのではないかと考える。

日本国憲法第 14 条第 1 項が問題にされる場合には、「当該別異取り扱いが合理的であるか否か」によって判断されることになると思われる。

日本国憲法第 29 条との関係で問題になるのは、「変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうか」であり、①財産権の性質、②内容を変更する程度、③変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかの 3 点によって判断されることになると思われる。

#### F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表

・「カナダの年金制度の構造」『月刊企業年  
金』27巻9号、34-38頁、2008年。

2.学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した

社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

## 税制による給付の所得制限に関する一考察

### －カナダ 1989 年所得税制改正に焦点を当てて－

尾澤 恵

(国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部主任研究官)

#### 1. はじめに

わが国の基礎年金の財政方式は、現在は、加入者が保険料を拠出し、それに応じて年金給付を受けるという社会保険方式がとられている。しかし、未納・未加入の問題などから、これを全額税でまかなう税方式に改めるべきだという意見も出されている<sup>1</sup>。

カナダの年金制度は、3 階建ての構造で、わが国と同様に、1 階と 2 階の部分が公的年金、3 階部分が企業年金等である。しかし、カナダの基礎年金部分の老齢保障（Old Age Security.以下、「OAS」という。）の財政方式は、創設時から税方式である<sup>2</sup>。この OAS には、1989 課税年度<sup>3</sup>の税申告から、所得が一定額以上の高所得者が OAS 等<sup>4</sup>の一部または全部に相当する額を税申告時に払い戻さなければならない、払戻し税制度（通称クローバック(clawback)制度。以下、「クローバック制度」という。）が導入された。これは、税制を通じて行われる、高所得者を対象にした事実上の給付制限と言える。

わが国の基礎年金の財政方式が税方式に転換した場合には、給付に所得制限がつけられることが考えられる<sup>5</sup>。そこで本稿では、このカナダの 1989 年所得税制改正に焦点を当て、OAS にかかるクローバック制度がどのようなものだったのかを把握した後、税方式年金に

<sup>1</sup> 基礎年金の財政方式に関する近年の議論については、厚生労働省社会保障審議会年金部会 2008, pp.1-4.、税方式と社会保険方式のメリットとデメリットについては、社会保障国民会議 2008a, pp.13-14. 参照。社会保障国民会議 2008a, pp.10-12. は、①現行制度、②社会保険方式を前提とした修正案、③税方式を前提とした提案について、複数のケースを想定したシミュレーションを行っている。社会保障国民会議 2008b では、「付属資料」で「公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」が示されたが、「基礎年金の財政方式に関する議論がさらに深まる」と述べるにとどまった。

<sup>2</sup> OAS の財源は、現在は連邦政府の一般税収で賄われているが、1952 年 1 月 1 日から 1972 年 1 月 1 日までは、OAS の財源に充てるための OAS 税（Old Age Security Tax）により賄われていた [Dewetering 1990]。

<sup>3</sup> 「課税年度 (taxation year)」は、個人の場合は、1 月 1 日から 12 月 31 日まで [Hogg 2007, pp.19-20.]。

<sup>4</sup> 同時に、家族手当（1992 年に廃止）と失業給付にも同様の仕組みが導入された。

<sup>5</sup> 社会保障国民会議 2008a, p.13. では、税方式のデメリットの 1 つとして、「負担と給付の関係が曖昧となり、また財政状況によっては給付の権利性が脅かされることもある。」と指摘されている。

所得による事実上の給付制限が行われるようになったことをめぐってどのような法的議論が行われたかを裁判例を素材にして検討し、若干の考察を行う。

## 2. OAS とクローバック制度の概要

### (1) OAS の概要

カナダの年金制度の1階部分のOASは、65歳以上の高齢者の最低所得を保障する連邦政府の制度である。老齢保障法(*Old Age Security Act, S.C.1951, c.18.*)により創設され、1952年1月1日に導入された<sup>6</sup>。現行制度は一般税収を財源とし、基礎年金のOAS年金のほか、補足所得保障(Guaranteed Income Supplement.以下、「GIS」という。)などの付加給付がある<sup>7</sup>。

OAS年金は、18歳以降に10年以上カナダに居住した65歳以上の者に毎月給付される。受給申請日(国外に居住してOAS年金の受給を希望する場合はカナダ出国日)まで、カナダ国民であるか、合法的にカナダに居住していたことが必要である。18歳以降通算40年以上カナダに居住した場合などに満額受給することができる。2009年1・3月現在、OAS年金の満額給付月額は、516.96カナダドル(以下、「ドル」という。)(約5万4千円)<sup>8</sup>である。18歳以降の居住期間が10年以上40年未満の場合には、居住年数1年ごとに満額給付の1/40の部分給付を受けることができる。

OASには、導入から現在に至るまでの間に、1983年と1984年には物価スライドに上限が設けられたことはあったが<sup>9</sup>、1989年所得税制改正まで、OAS年金の受給者の全部又は一部の給付制限や給付削減になるような制度改正が行われた形跡はない。

### (2) OASにかかるクローバック制度の概要

#### ①制度改正の状況

1989年所得税制改正では、OAS給付や家族手当給付を受給していて、「調整前の純所得(net income before adjustments)」(詳細は「(2)②OASと所得税法」で後述)が5万ドル(525万円)超の場合には、OAS等の受給額の一部または全部に相当する額を税申告時に払い戻さなければならないなどのクローバック制度が導入された<sup>10</sup>。

所得税法にクローバック制度の規定が盛り込まれたのは、所得税法等を改正する法律(S.C.1990, c.39)による。同法が成立したのは、1990年10月23日のことであるが、原則として1990年4月30日までに行わなければならないとされていた1989課税年度の税

<sup>6</sup> OASが創設される前は、屈辱感を伴うミーンズテスト付きの給付が、老齢年金法(*Old Age Pensions Act, R.S.C.1927, c.156.*)に基づき支給されていた。老齢年金法は、老齢保障法により廃止された。

<sup>7</sup> カナダの年金制度の概要については、尾澤2008aを参照。

<sup>8</sup> 1カナダドル=105円で計算(以下同じ)。

<sup>9</sup> 1985年には、完全な物価スライドに戻された。なお、OAS年金に消費者物価指数に基づく物価スライドが導入されたのは、1972年である(1973年に、1年に1度から、四半期に1度に改正)。

<sup>10</sup> 同税制改正では、失業保険給付を受給していて、「調整前の純所得」が47,190ドル(約495万円)超の場合にも、同様の制度が導入された。

申告書類には、クローバック制度が、「Line 235 社会給付払戻し金（Social benefits repayment）」として盛り込まれていた。所得税法の新しい運用が、改正法の成立に先立つて行われることがあるということと、改正法の遡及的な適用については、次のように説明されている。

毎年、通常2月に行われる財務大臣の議会での予算演説では、通常、所得税法の改正が予算の日（翌年度の4月1日）に有効となるよう提案され、所得税法のほとんどの改正は、予算の日に遡って効力を生じるよう行われる〔Hogg2007, pp.7-8.〕。このような遡及的な所得税法改正法の適用は、現行法と改正法の狭間で納税者が課税逃れを起こさないために行われるとのことである〔*Ibid.*, p.8.〕。税申告書類の印刷時期になども所得税法改正法が成立しない場合には、改正法が成立することを想定して税申告書類が印刷される〔*Ibid.*, p.9.〕。納税者はこれに従う法的な義務はないが、ほとんどすべての納税者がそれに従っているという〔*Ibid.*〕。

新しい改正法を予算の日に遡って適用することは一般的には不公平だと考えられているようであるが、議会にはそのようなことを行う権限があると考えられているということである〔*Ibid.*, p.8.〕。遡及的な予算立法措置を課するカナダ連邦議会の権限を認め、所得税法改正法の遡及適用を違憲・違法としなかった裁判例として、ユエ事件判決がある。

＜本稿巻末「裁判例1. ユエ事件判決」参照＞

## ②OASと所得税法・所得税制

OASに関するクローバック制度は、所得税法等を改正する法律（S.C.1990, c.39）により、所得税法第I.2章「家族手当およびOAS給付に関する税」として規定された。家族手当は、1992年10月15日に成立した、所得税を改正する等のための法律（S.C.1992, c.48）により廃止されたため<sup>11</sup>、現在は、所得税法第I.2章は「OAS給付に関する税」と名前を変え、規定のしかたもより詳細になっている。

OASと現行所得税法の関係は、おおよそ次のとおりである。カナダの連邦所得税額は、「総所得（total income）」、「純所得（net income）」、「課税対象所得（taxable income）」を順に確定し、「課税対象所得」に累進的な税率<sup>12</sup>をかけたものから、規定の税クレジットを引いて出される。OAS法に基づく年金等の給付は、所得税法第56(1)(a)条により、所得税を計算する際の「総所得」に含まれる。勤労所得や、OAS法に基づく給付などを合計した「総所得」から、企業年金等や保育費などに関する規定の控除を引いたものが「調整前の純所得（net income before adjustments）」である。所得税法第180.2条に基づいて課せられるOASに関するクローバック制度の適用の有無は、この「調整前の純所得」が基準額を超えるか否かによって判断される。所得税法第180.2条は、「調整前の純所得」が5万ドルを超えるか否かをクローバック制度適用の基準にしているが、この5万ドルという金額は、所得税法第117.1条により物価スライドされる。

<sup>11</sup> カナダの家族手当の廃止の経緯については、尾澤2008b参照。

<sup>12</sup> 2008年の連邦個人所得税率は、課税所得が37,885ドル以下なら課税所得の15%、37,885ドル超75,769ドル以下なら5,683ドル+37,885ドル超の課税所得額の22%、75,769ドル超123,184ドル以下なら14,017ドル+75,769ドル超の課税所得額の26%、123,184ドル超の課税所得額なら26,345ドル+123,184ドル超の課税所得額の29%である（所得税法117(2)条）。

クローバック制度の適用を受けた額は、所得税法第 60(w)条により、納税者の所得から除外される。「調整前の純所得」から、「社会給付払戻し金（social benefits repayment）」（雇用保険給付と OAS 給付のクローバック制度適用額）を引いたものが「純所得」、「純所得」からさらに規定の控除を引いたものが、「課税対象所得」である。OAS 法に基づく年金等の給付は、所得税法第 110(1)(f)条により、「課税対象所得」から控除される。「純連邦税（net federal tax）」は、「課税対象所得」に税率をかけたものから、規定の税クレジットを引いて出される。年末に 65 歳以上で、所得が一定額未満（2007 課税年度の場合は 65,449 ドル（約 687 万円）未満）の者には、「Age amount」という名称の連邦の非払戻し型税クレジット<sup>13</sup>が適用される。

クローバック制度の対象以外の OAS 法に基づく年金等の給付は、「純所得」には含まれるが、「課税対象所得」からは除外される。つまり、OAS 法に基づく年金等の給付は、クローバック制度の対象になるものを除き、課税されない。このような複雑な仕組みが取られるのは、「純所得」の概念が納税者の財政状態に近くなるように考えられており、児童税給付などいくつかの所得テストを伴う制度の適用を決める基準になっているからだとされる  
〔Hogg2007, p.451.〕。

OAS の給付は、カナダ年金制度（CPP）の給付とともに、公表されている期日（毎月月末頃）<sup>14</sup>に、毎月、自動的に、カナダとアメリカの銀行口座に振り込まれる。毎年 2 月末までに、雇用主や行政官等から、税申告の際に使われる「T4」と呼ばれる用紙などが渡される。そこには、前年度に OAS 給付をいくら受け取ったかなども記載されている。2007 課税年度の場合、税申告書類（2007 General Income Tax and Benefit Packages）が地域の郵便局で入手できるようになったのは 2008 年 2 月 4 日、インターネットによる税申告（NETFILE）と電話による税申告（TELEFILE）の開始日は、2008 年 2 月 11 日で、原則として 2008 年 4 月 30 日以前に税申告を行わなければならないとされていた。現在、OAS の払戻しは、①税申告時に一括して行う方法と、②払戻し金を 12 で割ってこれから受給する OAS 年金から差し引く方法の、2 通りの方法で行われている〔Canada Revenue Agency ホームページ〕。

### ③OAS にかかるクローバック制度の現状

先に述べたとおり、所得税法第 180.2 条は、「調整前の純所得」が 5 万ドルを超えるか否かを OAS のクローバック制度適用の基準にしているが、この 5 万ドルという金額は、所得税法第 117.1 条により物価スライドされる。OAS 受給者の「調整前の純所得」が基準額を上回ると、クローバック制度が適用され、超過額の 15% の割合で払い戻さなければならなくなる。2007 課税年度の基準額は 63,511 ドル（約 667 万円）<sup>15</sup>、2008 課税年度の基

<sup>13</sup> 2007 課税年度の最高額は、所得が 30,036 ドル（約 315 万円）以下の場合に適用される 5,177 ドル（約 54 万円）だが、それに 15% をかけた額が非払戻型税クレジットとして適用されるので、Age amount の事実上の最高額は、約 780 ドル（約 8 万円）ということになる。

<sup>14</sup> 2007 年は、1 月 29 日、2 月 26 日、3 月 28 日、4 月 26 日、5 月 29 日、6 月 27 日、7 月 27 日、8 月 29 日、9 月 26 日、10 月 29 日、11 月 28 日、12 月 20 日だった。

<sup>15</sup> 例えば、ある OAS 受給者の 2007 課税年度の調整前の純所得が 75,000 ドル（約 788 万円）

準額は 64,718 ドル(約 680 万円)である。2008 課税年度では、「調整前の純所得」が 105,226 ドル(約 1,100 万円)以上の場合には、OAS 年金の全額に相当する額が払戻しの対象になる〔Canada Revenue Agency ホームページ〕。

クローバック制度が適用されるのは、カナダの全年金受給者の約 5%、OAS 年金の全額に相当する額を払い戻さなければならない者は、カナダの全年金受給者の約 2%だとされている〔Battle・Tamagno2007, p.4.〕。

### 3. OAS 等へのクローバック制度適用をめぐる裁判例

キース・バンティング教授(カナダ・クイーンズ大学)からの聴取(2005 年 10 月 5 日)によれば、OAS へのクローバック制度の導入は、当然とも言えるが、適用を受ける高所得者には不評だったとのことである。以下、クローバック制度の適用を不服として訴えた裁判例の主なものを、OAS に関するものを中心に、時系列順に検討する(下線部筆者)。

〈本稿巻末「表 1 OAS 等へのクローバック制度適用をめぐる主な裁判例」参照〉

#### (1) ランセイ事件判決 (*Lancey v. Minister of National Revenue*(1993), 164 N.R. 203)

第 1 に、公刊されたものからは事実の詳細は分からぬが、ランセイ事件判決がある。

##### 〔事実の概要〕

原告の Alfred H.J. Lancey は、権利および自由に関するカナダ憲章(1982 年憲法法第 1 章)以下、「憲章」という。) 第 15 条第 1 項<sup>16</sup>に基づいて、OAS 法の規定に基づいて受け取った額に課税する、所得税法第 180.2(1)条の規定の合憲性を争った。1993 年 10 月 26 日、連邦控訴裁判所は、原告の訴えを却下した。

##### 〔理由〕

[1] OAS は、拠出性の年金制度ではなく、所得税法第 180.2(1)条に基づく納税義務の基準は所得水準であり、年齢ではないので、当該規定は、憲章第 15 条第 1 項の問題にはならない。

#### (2) スペンス事件判決 (*Spence v. Minister of National Revenue*, 1994 D.T.C. 1545)

第 2 に、スペンス事件判決がある。同判決は、家族手当に関する裁判例であるが、クローバック制度が導入された経緯と、憲章第 15 条第 1 項の判断の定式について述べているため、検討対象に含めた。

##### 〔事実の概要〕

原告は 6 人の子どもの父親で、フルタイムの就労者であり、妻は専業主婦である。1991 課税年度の原告の調整前の純所得は 73,346.70 ドルで、妻の調整前の純所得は 17 ドルだ

---

だったとすると、その人は、75,000 ドルから 63,511 ドルを引いた 11,489 ドル(約 121 万円)の 15%、約 1700 ドル(約 18 万円)を払い戻さなければならない。

<sup>16</sup> 権利および自由に関するカナダ憲章(1982 年憲法法第 1 章)第 15 条第 1 項

〔法の下の平等〕(1)すべて個人は、法の前および法の下に平等であり、とりわけ、人種、出身国もしくは出身民族、皮膚の色、宗教、性別、年齢または精神的もしくは肉体的障害により差別されることなく、法による同様の保護および利益を受ける権利を有する。

った。原告は、1991課税年度に、家族手当給付として妻が受け取った4,616.47ドルを所得の計算に含めた。原告の所得は、所得税法第I.2章に基づく基準額である51,765ドルを超えていたため、連邦歳入庁長官は、社会給付払戻し金として、3,237.26ドルを払い戻さなければならぬと裁定した。原告は、彼が、特殊な家族の状態ゆえの不合理な差別に苦しむ原因となった裁定の合憲性について争った。

[2] 原告は、次のように主張した。

①彼の家と同じか、より所得が多い世帯でも、夫と妻のそれぞれの所得が53,040ドルより少なければ、所得税法第I.2章の適用を受けない。だから、合計で106,080ドルまでの世帯所得は、所得税法第I.2章の適用を受けない。

②所得税法第I.2章は、彼の妻が受け取った家族手当の70%超の払戻しを求めており(4,616ドルのうちの3,237ドル)、当該裁定は、財産の恣意的な没収と言えるものである。なぜならば、家族手当は、彼の妻が受け取ったものであり、それについて税を支払わなければならないのは彼だからである。

[3] 被告は、所得税法第I.2章は差別的ではなく、憲章第15条第1項違反ではない、と主張した。

1994年4月18日、カナダ租税裁判所は、訴えを訴訟費用とともに棄却した。

#### 〔理由〕

①所得税法第I.2章について

[5] 原告の主張の1点目は、原告が裁定された税が、彼の妻が受け取った家族手当の70%超の払戻しを求めているということである。1991年の家族手当法に基づいて支払われる家族手当は、1991課税年度の所得税法第56(5)条及び第56(6)条に基づき、所得の高い配偶者の所得に含まれなければならない<sup>17</sup>。所得の高い配偶者の所得に家族手当を含めるという規定は、1987年の税制改革によってもたらされたものであり、この方法は、税制をより公平にしようとするものだった。これらの方針は、1988課税年度に導入された。それより前は、家族手当は、児童の扶養控除を申請した者の所得に含まれなければならないとされていた。スペンス氏は、1991年度に彼の妻よりも所得が高かったので、彼の妻が受け取った家族手当を、課税対象所得を算定するための所得に含めることを求められた。

[6] 略(所得税法第180.2(1)条の説明)。

[7] 所得税法117.1(1)(b)条により、(同法第180.2(1)条の)5万ドルという基準額は、3%を超える消費者物価指数の増加によって調整される。1991年の基準額は、51,765ドルだった。

[8] 1989年4月27日の予算演説で、ウィルソン財務大臣は、次のような説明を行った。「私は今、高所得の納税者が、税制を通じて、個人の純所得が5万ドルを超える場合に15%の割合でOASと家族手当の給付を払い戻さなければならないということを提案します。

<sup>17</sup> これら2つの規定は、家族手当法が廃止され、児童税給付が導入された結果、1993課税年度以降、削除された。

この方法は、これらの改正される制度の普遍的な性質（universal character）を維持します。これらの制度のすべての有資格者は、所得にかかわらず、それらの給付を受け取り続けるでしょう。最も支援を必要とする者は、それらの給付のすべてを受け取り続けるでしょう。高所得の受給者は、より少なく受け取ることになるでしょう。これは、社会的なセーフティネットを保護し、将来の社会制度のための健全な財政基盤の提供を助けます。」

- [9] この特別な税は、1991年に個人所得が51,765ドルより多い場合に家族手当の全部又は一部をより所得の高い配偶者によって払い戻すという構成である。政府は、他方に与えたものを一方で取り戻す。クローバック税は、受給され、所得に含まれた純家族手当の最高額を限度として、基準額を超えた個人所得の15%の割合で緩やかに機能する。それゆえ税率は、原告が主張したように70%ではない。彼の事案での税の事実上の割合が家族手当の70%の額になるということは正しいけれども。

②権利および自由に関するカナダ憲章（1982年憲法法第1章）第15条について

- [10] 原告は、財務大臣によって行われた所得税法第I.2章による税の計算については争っていない。原告の主な主張は、この所得税法第I.2章の税は、差別的であり、憲章第15条第1項に基づく法の平等な給付の権利を侵害しているということである。

- [11] 憲章第15条第1項違反による救済の1つは、1982年憲法法第52条第1項に見出されるべきである。

52(1)カナダ憲法は、カナダ連邦の最高法規であって、この憲法の規定に反するいかなる法規も、その抵触する範囲において効力を有しない。

- [12] 所得税法第180.2(1)条は、憲章第15条第1項によって保護された平等権を侵害するだろうか？

- [13] 憲章が所得税法の規定に適用されるかどうかについて疑問があるなら、その問題は、シメス事件判決（Symes v. The Queen et al. 94 DTC 6001）におけるカナダ最高裁判所の最近の決定で最終的に解決されている。6021頁で、イアコブッチ判事は、「所得税法はたしかに、あらゆる形式の憲章の検討を妨げない。」と述べている。

- [14] 判決理由の中で、彼はまた、憲章第15条第1項に基づく平等の問題を扱う場合に従うべき分析手法の最新の説明を行っている。

「先に述べる憲章第15条第1項の判決記録の要約のように、この問題への答えは、その中に含まれなければならない。第1に、第63条が不平等を確立するかどうかが判断されなければならない。すなわち、第63条は原告と他者との間に、（故意であるかどうかに問わらず）個人の特徴に基づく差別が行われているだろうか？第2に、仮に不平等があったとすると、その不平等が差別の結果であるかどうかが判断されなければならない。すなわち、第63条によって行われた差別は、他者には課されない負担や義務や不利益（損害）を課したり、他者が利用できる機会や給付や利益へのアクセスを妨げたり制限したりする効果を持っているだろうか？最後に、不平等と差別の両方が見られたとすると、問題の個人の特徴が、憲章第15条第1項の目的として列挙されたか類似している根拠を構成するかどうかが、判断されなければならない。」

- [15] それゆえ、判断されるべき第1の問題は、所得税法第180.2(1)条が、原告と他者を“個人の特徴”に基づいて（故意であるかどうかに関わらず）“差別”しているかどうかである。原告は、“家族の状態”によって差別されていると主張する。特に、彼は、次の差別を指摘している。原告は、夫が外で働き妻が家で子どもを育てるような“伝統的な家族”である。“近代家族”とでも言い表せるその他の家族類型は、夫も妻も外で働く子どものいる家族である。原告は、73,346ドルの所得を稼ぐ伝統的な家族の唯一の稼ぎ手として、彼は家族手当の3,237ドルを払い戻さなければならぬので、明らかな差別があったと主張する。
- [16] これは、訴えの家族の状態に基づく差別だろうか？私はそうは思わない。私の意見では、訴えの比較の手法による分析には誤りがある。事実、原告が73,346ドルを稼いでいるなら、原告が伝統的な家族の夫であろうと、近代家族の夫であろうと、同額の家族手当を払い戻すよう求められる。さらに、51,765ドルの基準よりも稼ぎが少ない伝統的な家族の夫は、73,346ドルを稼ぐ近代家族の夫が家族手当の一部の払い戻しを求められるのに対して、家族手当のクローバック制度のいかなる対象にもならないだろう。それゆえ、所得税法は、家族の状態に基づいて異なる税の賦課を行っていないと、私には思われる。私の意見では、これは、所得税法第I.2章が、所得水準に基づいて納税者を区別しているということを示している。私の同僚のトレンブレー判事とティラー判事は、トムソン事件判決 (Thomson v. The Queen) とトリアンティス事件判決 (Triantis v. The Queen) で、それぞれ同様の結論に達している。これらの2つの事件は、OAS法に基づくOAS給付との関係だが、同じく所得税法第180.2(1)条を扱っている<sup>18</sup>。これらの事件で、納税者は、憲章第15条第1項で挙げられた特別な理由である、年齢に基づく差別があったと主張した。トムソン氏の申立てを否定して、トレンブレー判事は次のように述べた。
- 「所得税法第I.2章に基づく税は、高齢者の総所得についての追加的な税ではない。それは、高所得の受給者から、OASと家族手当の支給額を取り戻す仕組みである。所得税法第I.2章は、低所得と中所得の所得税納税者を、その適用から除外している。すなわち、これらの納税者は、給付のいかなる部分も払い戻す必要はない。所得税法第I.2章は、純所得が1989年は5万ドル超、1990年は50,850ドル超だったOAS給付（と家族手当）の受給者に効果を持つ。」
- [17] トリアンティス事件判決で、ティラー判事は同じ結論に達した。彼は、原告が65歳超であったという年齢を理由にした差別があったという申立てに答えて、次のように述べた。
- 「異議を唱えられた立法が、65歳以上の納税者の特定の階層間の差別を生むことはかなり明白であるが、その差別は、被告によって主張されたように、所得水準に基づいている。」
- [18] 家族の状態に基づくのではなく、所得水準に基づく差別については、個人の所得水準が“個人の特徴”を構成するかどうかを判断することが残される。トレンブレー

<sup>18</sup> 両事件判決は、入手できなかった。

判事は、トムソン事件で同様の問題を扱い、彼は次のように結論した。

「ジョージ事件判決 (George v. Attorney General for Canada, 116 N.R. 185) などの多くの判決から、私の意見は、所得税法第 I.2 章で行われた差別は、個人の特徴に基づく差別ではないということである。それは、憲章第 15 条第 1 項の問題にはならない、経済的理由に基づく差別である。」

[19] 本件において、異なる結論を採用する理由はないと思われる。憲章第 15 条第 1 項は、原告の状況に適用されず、ゆえに、所得税法第 180.2(1)条が適用されなければならない。原告は、被告が 1991 課税年度に原告に裁定した際に誤りを犯したということを示していない。

[20] 私は、6人の子どもの父親である原告の置かれた状況に同情することはできる。彼の状況には、税政策の観点から、利点がある。事実、(1992 年より後の課税年度にこの法律を削除する結果として) 家族手当法に基づく手当への指示を削除するため所得税法第 180.2(1)条が改正されたとき、彼の視点は立法者に採用されたように思われる。家族手当制度は、個人所得に替わって世帯所得を考慮する、新しい児童税クレジットの仕組みに置きかえられた。しかしながら、これは、1991 課税年度の原告のクローバック税を減らすことにはならないということを、私は認識している。

[21] これらの理由により、訴えは、訴訟費用とともに棄却される。

スペンス事件判決の後、特殊な給付を一時的に受けた結果クローバック制度の適用を受け、それを不服として提訴したが認められなかつた事案が続く。

2002 年のマックブライド事件判決 (McBride v. R., [2002] 4 C.T.C.2080) は、1957 年に業務関連の事故で死亡した者の妻だった者が、2000 年 3 月 23 日に制定されたアルバータ州法により、労災委員会から特別な一括払いの補償金を受け、クローバック制度の対象となつたことを不服として提訴したが、認められなかつた。

2003 年のマイナー・エステート事件判決 (Miner Estate v. R., [2004] 1 C.T.C.2523) は、1992 年に肺の病気で死亡した者の妻だった者が、当初は遺族給付の支給を認められなかつたが、その後認められ、2001 年に、夫の死亡時からの給付を労働安全保険委員会から一括して受けた結果クローバック制度の対象となり、それを不服として提訴したが、認められなかつた。

同じく 2003 年のニコラス事件判決 (Nicholas v. R., [2003] 3 C.T.C. 2429) では、1966 年に業務中の飛行機事故で死亡した者の妻だった者が、1997 年に労災委員会からまとめて給付を受け、クローバック制度の対象となつたことを不服として提訴したが、認められなかつた。

上記 3 つの事案とは事案が少し異なるが、2002 年のドズウェル事件判決 (Doswell v. R.(2002), [2003] 4 C.T.C. 2209) は、課税対象となるカナダの会社から配当金を受け取つことによりクローバック制度の適用を受けたことを不服として提訴したが、認められなかつた。

これらはいずれも、一時的な所得の上昇によりクローバック制度の適用を受けた事案であり、クローバック制度が導入されたことにより、これまで OAS 給付を受けられていた恒常的な高所得者が給付を受けられなくなつたという事案ではない。こうした事案の中で、

最も新しく、切迫した事情を抱えているように思われたアリブハイ事件判決を、次に検討する。

(3)アリブハイ事件判決 (*Alibhai v. Minister of National Revenue*, 2005 D.T.C. 1390)

[事実の概要]

原告の Gulshan A. Alibhai は、1937 年 8 月 30 日生まれの女性で、判決時は 67 歳だった。原告は、1976 年にプリティッシュ・コロンビア州のデイケアセンターでハウス・キーピングの仕事を始め、そこで最終的には約 3 万ドルの年収を稼いでいた。同センターで働き始めて 22 年後、原告が 60 歳だった 1998 年 4 月 20 日に、原告は業務関連の事故にあり、持病の右肩、右ひざ、腰の脊柱の具合を悪化させた。原告は、同日、プリティッシュ・コロンビア州の労災委員会 (WCB) に申請を行った。2002 年 8 月 30 日、原告は 65 歳になり、OAS を受給できるようになった。2003 年 4 月 24 日、原告は、WCB から障害給付の受給を認める通知を受け取り、1999 年 6 月 12 日から 2003 年 4 月 30 日まで計 80,893.84 ドルの障害給付を受け取った。原告はまた、2003 年 5 月から、月額 790.37 ドルの障害給付を受け取った。2004 年 9 月 23 日と、2004 年 10 月 7 日付けで、WCB は、各年の障害給付の明細を原告に通知した<sup>19</sup>。2004 年 4 月 20 日の原告の問い合わせに対し、2004 年 4 月 29 日、カナダ税・歳入庁 (CCRA) は、障害給付の遡及給付は、全額、原告の 2003 課税年度の所得に含まれること、原告は 2003 年の OAS 給付を払い戻さなければならず、2005 年 6 月まで、OAS 給付を受給できないだろうということを裁定した。原告は、CCRA に、裁定をやり直し、障害給付の遡及給付を各年ごとに分けて所得認定するよう要求したが受け入れられず、2004 年 8 月 20 日、2004 年 4 月 29 日の裁定は、歳入庁長官によって確定した。確定通知には、「あなたが 2003 年に受け取った 87,309.68 ドルの労災給付は、所得税法 56(1)(V)条により所得に含まれている。」と記載されていた。

原告は、憲章第 15 条第 1 項および第 7 条に基づく、平等の権利と、生命、自由および身体の安全の権利と、カナダ権利章典 (Canadian Bill of Rights, 1960, c.44) (以下、「章典」という。) 第 1(a)条に基づく財産を享受する権利を裁定が侵害したとして訴えを提起したが、2005 年 8 月 26 日、カナダ租税裁判所は、1999 課税年度から 2002 課税年度までの訴えを却下し、2003 課税年度についての訴えを棄却した。

[理由]

[6] 原告は、これらすべての年の査定への上訴を行おうとしているが、1998 課税年度から 2002 課税年度までについては、上訴に先立って必要とされる不服申立手続きを経ていない。2003 課税年度以外についての上訴は、却下する。

[7] (OAS 給付と、OAS 給付が納税者の「純所得」には含まれるが、「課税対象所得」からは除外されること、クローバック制度について説明した後で,) つまり、OAS 給付は、純所得が所得税法第 180.2 条の基準を下回る受給者には、非課税で給付される。(所得税法第 180.2 条の基準) 上回る者は、累進的に給付を払い戻さなければなら

<sup>19</sup> 1999 年 12,409.86 ドル、2000 年 22,849.08 ドル、2001 年 23,573.58 ドル、2002 年 18,988.40 ドル、2003 年 3,162.92 ドル、合計 80,983.84 ドル。

ず、(2005 年現在で) 純所得が 98,793 ドル (約 1,037 万円) 以上の者は、所得税法第 I.2 章の枠組みにおいて、すべての給付を払い戻さなければならない。

- [8] 本事案における効果は、2003 年の WCB の 80,983 ドル (約 850 万円) の遡及的な支払いの受け取りが、その年の彼女の純所得を OAS 給付の全額払い戻しの水準を超えさせたということである。原告が主張するように、遡及支払いのうち (2003 年分とされた) 3,163 ドル (約 33 万円) だけが彼女の純所得の計算に含まれたなら、2003 年の彼女の純所得は、(2003 年のクローバック制度の適用基準) 57,879 ドル (約 608 万円) よりも少ない、29,724 ドル (約 312 万円) だけだっただろう。そして彼女は、OAS 給付のクローバックの対象とはならなかっただろう。だから、本件の争点は、この立法制度が、彼女の憲章又は章典で保護された権利を損なっているかどうかということである。以下の理由により、私は権利が侵害されていないと結論する。
- [9] 原告は、立法制度が彼女と他者との間に、何らかの個人の特徴に基づく形式的な差別を行っているとは主張していない。所得税法 56(1)(v)条は、まったく差別を行っていない。すなわち、OAS 給付の全受給者は、純所得の計算にそれらを入れなければならない。第 180.2 条は、納税者の純所得の基準にのみ基づいて、納税者の差別を行っている。所得が多くなれば、納税者が保持する純 OAS 給付額は少なくなる。その基準に基づく納税者の差別は、明らかに、憲章第 15 条の問題ではない。
- [10] 原告弁護人は、彼女が不利な差別の犠牲者だと主張する。彼女と、業務上の障害が恒久的な障害になった他の人達は、業務上の障害が恒久的な障害にならなかつた他のすべての人達よりも、所得税法によって不利に扱われている。なぜならば、それは、業務上の障害が恒久的な障害にならなかつたグループよりも、業務上の障害が恒久的な障害になつたグループの傷害を裁定するまでにより長い期間が要求されており、そのため、彼らへの支給開始までにより長い時間がかかり、その結果、業務上の障害が恒久的な障害になつたグループの者への遡及的な支給総額は多額になり、業務上の障害が恒久的な障害にならなかつたグループはそのようにはならない。原告弁護人は、この差別の基準は、身体的な傷害であり、遡及的な給付が受給された後で、障害事故の遡及的な支払いの間のすべての年を再裁定することによって、支払われたすべての年にわたって所得に組み込まれるべきである、と主張する。
- [11] *Law v. Canada* 事件判決で、カナダ最高裁判所は、憲章第 15 条の適用を考える場合に使う判断基準を確立した。これらは、イアコブッチ裁判官の判決理由の 88 段落で要約されている。
- [88] 本件の事実について私が今論じてきた原則の適用に移る前に、カナダ最高裁判所の判決から導き出される憲章第 15 条第 1 項の主な指針のいくつかを要約することは有益だろう。先に述べたように、これらの指針は、厳格なテストとしてみなされるべきではなく、憲章に基づく、原告の差別なしの平等権が侵害されたかどうかを判断するよう求められた裁判所のための参照ポイントとして理解されるべきである。必然的に、ここで要約された指針は、これらの理由は州裁判所の理由におけるこれらの指針の説明によって、また、特に憲章第 15 条が問題となるような文脈に、実際に適用される必要があるだろう。憲章第 15

条に関するカナダ最高裁判所の判決が、より精緻化され、近代化されるかもしれないということは言うまでもない。

### 一般的手法

(1)憲章第15条に基づく分析を、固定化され限定化された定式に限ろうとするのは適切ではない。平等保障の強い救済目的の実現を許し、形式的又は機械的な手法の落とし穴を避けるためには、差別的な分析への目的のある前後関係上の手法がとられるべきだろう。

(2)憲章第15条を解釈するためにカナダ最高裁判所に採用され、一般的に適用されてきた手法は、3つの中心的な問題に集約される。

(A)法が、意図していたにせよ結果的にそうなったにせよ、原告と他者との間に異なる取扱いを課したかどうか、

(B)列挙されたか類似している差別の根拠が、異なる取扱いの基礎となっているかどうか、

(C)問題の法が、意図していたにせよ結果的にそうなったにせよ、平等保障の範疇内の差別であるかどうか。

最初の問題は、その法が差別的な取扱いを引き起こすかどうかの問題に関係している。第2と第3の問題は、その異なる取扱いが、憲章第15条によって意図された実体の意味での差別を構成するかどうかに關係している。

(3)従って、憲章第15条に基づく差別の主張を判断するよう求められた裁判所は、以下の3つの明白な問い合わせべきである。

(A)異議を唱えられた法は、(a)個人の特徴 (personal characteristics) に基づいて原告と他者とを形式的に差別しているか、又は、(b)原告のカナダ社会における不利な地位を斟酌せず、個人の特徴に基づく原告と他者との間の実質的に差別的な取扱いの結果になっているか？

(B)原告は、列挙されたかそれに類似する根拠に基づいて異なる取扱いの対象となっているか？

(C)その異なる取扱いは、想定されたグループや個人の特徴に画一的に適用するか、原告は、等しく配慮され、尊敬され、尊重されるに値する人として、又はカナダ社会の一員として、能力や価値が少ないという観点を永続させたり促進させたりする方法で、負担を課したり給付を与えなかったりすることによって差別されているか？

### 目的

(4)一般に、憲章第15条の目的は、不利や、画一性や、政治的又は社会的な偏見が課すことで、必要不可欠な人間の尊厳と自由の侵害を防ぎ、すべての人が法の下で人として又はカナダ社会の一員として等しく認められ、等しく関心、尊敬、尊重に値するという社会を促進することである。

(5)異議を唱えられた法の目的又は効果と、憲章第15条第1項の目的との間の争いの存在は、差別の主張を見つけるために必要不可欠である。そうした争いが存在するかどうかの判断は、その主張と原告を取り巻く完全な状況の分析を通して行われる

べきである。

### 比較の手法

(6)平等の保障は、結局、裁判所に社会的な意味のある比較測定器の確立を求める比較の概念である。原告は、通常、不平等の差別の目的のために比較されたいと思う個人やグループを選択する。しかし、原告の比較の特徴が不十分である場合、裁判所は、申し立てられた分野の範囲内で、原告によって提示された比較を正確にする。社会的な意味のある比較測定器グループを配置することは、状況の完全な適用と同様に、立法と効果の対象問題の検証を求められる。

### 状況

(7)立法が原告の尊厳を傷つける効果を持っているかどうかを決める状況的な要素は、原告の観点から構成され検証されなければならない。不平等の根源には、主観的なものと客観的なものがある。関連する視点は、原告と類似の状況にある、主張に関連する前後関係の要素を考慮に入れる、合理的な人間の視点である。

(8)立法が彼又は彼女の尊厳を傷つけると論証するために、憲章第15条第1項の原告によって主張され得る要素はさまざまである。これらの要素としての指標は、カナダ最高裁判所の一連の判決の中や、認識された要素の類推によって見出され得る。

(9)憲章第15条第1項が権利を侵害しているかどうかの決定に影響するいくつかの重大な前後関係上の要素は、以下のとおりである。

(A)問題となる個人やグループによって経験された、潜在的な不利、固定観念、偏見、又は脆弱性。脆弱で不利な個人又はグループや、“別々のそして孤立した少数派”のメンバーを保護することにおいて、憲章第15条第1項の重要な目的に関係する法の効果は、常に中心的に考慮される。歴史的に有利又は不利なグループとの原告の連携は、それ自体、損害の決定因ではないが、こうした潜在する要素の存在は、憲章第15条第1項が侵害されてきたことを示すのに有利であるだろう。

(B)その主張が依拠した根拠と、原告や他者の実際のニード、能力又は環境の間の一一致や欠如。非難された立法が、原告の特性や環境を考慮しているというまれな事実は、憲章第15条第1項の主張を阻止するには必ずしも十分ではないが、彼や彼の人のとして、又はカナダ社会の一員としての価値を尊重する方法で、原告の実際の状況を考慮する範囲で差別を確立することは、通常、より難しいだろう。そして、その法が、原告の実際の状況を考慮しそこねているということを確立することは、より容易であるだろう。

(C)社会においてより不利な個人やグループに関する異議を唱えられた法の改善に役立つ目的や効果。憲章第15条第1項の目的に合致する改善に役立つ目的や効果は、より有利な個人の人としての尊厳を侵害しないように思われる。(これらのより平均的な個人の排除は、当該立法によって対象とされる不利なグループによって経験された、より大きなニードや異なる状況に大部分一致する。)

(D)異議を唱えられた法に影響された利益の性質と範囲。特定のグループに対して、当該立法の結果がより厳しくより局在化されればされるほど、これらの結果に責任を負う異なる取扱いが、憲章第15条第1項の意味において差別的であるだろ